

京都市告示第 3 6 4 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 2 号に基づき農業用水路等を次のように指定します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日

京都市長 門川 大作

(農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	大宅水0076号	山科区大宅山田18番1地先 山科区大宅山田18番1地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)